

横浜市資事指令第1051号
令和7年5月1日

許可番号 第05620008167号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1116番地

氏 名 株式会社 デスポ
代表取締役 竹田 孝 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

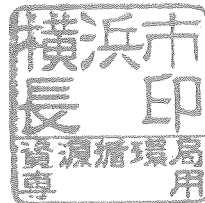
横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

令和7年5月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和12年4月30日



1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 熔融：廃プラスチック類 以上1種類
- (2) 破碎：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類
- (3) 圧縮：廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、金属くず 以上4種類
- (4) 焼却：汚泥（含油汚泥に限る）、廃油（固形状のもの、含浸物又は付着物に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず 以上8種類
- (5) 肥料化・飼料化：汚泥（有機汚泥に限る）、動植物性残さ 以上2種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市都筑区池辺町3970番

処理施設の概要

- (1) 熔融施設 1基（2.13t/日）
設置年月日：平成12年1月27日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (2) 破碎1施設 1基（23.68t/日）
設置年月日：平成7年5月1日 許可年月日：平成13年2月1日
許可番号：810013
産業廃棄物の種類：木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類
- (3) 破碎2施設 1基（3.5t/日）
設置年月日：平成20年8月27日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (4) 圧縮1施設 1基（4.1t/日）
設置年月日：平成7年5月1日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物の種類：金属くず 以上 1 種類

(5) 焼却施設 1 基 (22 t / 日)

設置年月日：平成 7 年 5 月 23 日 許可年月日：平成 10 年 1 月 5 日

許可番号：10142

産業廃棄物の種類：汚泥（含油汚泥に限る）、廃油（固形状のもの、含浸物又は付着物に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず 以上 8 種類

(6) 圧縮 2 施設 1 基 (4.368 t / 日)

設置年月日：平成 16 年 10 月 7 日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず 以上 3 種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市都筑区池辺町 3978 番 1 外 3 筆

処理施設の概要

(1) 肥料化・飼料化施設 1 基 (5.2 t / 日)

設置年月日：平成 17 年 5 月 30 日

産業廃棄物の種類：汚泥（有機汚泥に限る）、動植物性残さ 以上 2 種類

3. 許可の条件

(1) 神奈川県横浜市都筑区池辺町 3970 番における中間処理（溶融、破碎、圧縮、焼却）に伴う産業廃棄物の保管量は、180.7m³以内とする。

(2) 神奈川県横浜市都筑区池辺町 3978 番 1 外 3 筆における中間処理（肥料化・飼料化）に伴う産業廃棄物の保管量は、34m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 5 月 1 日 新規許可

令和 7 年 5 月 1 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無